

マルチステークホルダー方針

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営ビジョンの実現には多様な人財の活躍が不可欠と捉え、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、人財投資を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

具体的には、社員一人ひとりの多様性を引き出し、地域・社会に価値を創造し続けられる人財を創出していくために、すべての社員が自分らしく働きながら能力を最大限発揮できる企業風土の醸成や、持続可能な経営を実現するための人財投資や人財育成に取り組んでまいります。

特に賃金の引上げをはじめとする処遇改善施策について、労使間での真摯な話し合いを通じて、自社の置かれた状況を踏まえた適切な方法により取り組むとともに、人財育成施策について、行動指針「人財マネジメントポリシー」に基づき、社員の自律的な取り組みを促進し、地域・社会への価値創出貢献を次世代へ継承すべく取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

- ・ パートナーシップ構築宣言の登録日
【2024年2月6日】
- ・ パートナーシップ構築宣言のURL
【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/56675-08-00-tokyo.pdf>】

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和6年3月26日